

令和6年度財務諸表に対する注記の記載（法人全体用）

社会福祉法人 山家連福祉事業会

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
 - ・満期保有目的の債券以外の有価証券：市場価格等に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物、構築物、車両運搬具、器具及び備品
残存価額を1とする定額法によっている。
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当期末における法人の退職金支給規程に基づく期末自己都合要支給額を計上している。（山口県健康福祉財団分）
 - ②賞与引当金
次年度へ向け翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を賞与引当金として計上している。
- (4) 棚卸資産の評価方法
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっている。
- (5) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。簡易課税

3. 重要な会計方針の変更

- (1) 社会福祉法人会計基準（平成23年7月27日雇児発・社援発・老発0727第1号）を適用

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- ①山口県健康福祉財団退職共済事業、独立行政法人福祉医療機構退職手当共済事業
- ②独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)
当法人は社会福祉事業のみの為作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
当法人は公益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
当法人は収益事業を実施していないため作成していない。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容（社会福祉事業）（第1号の4様式、第2号4様式、第3号4様式）
 - ①本部拠点
 - ②夢かれん拠点区分
 - ・グループホーム夢かれん（共同生活援助）
 - ・夢かれん（就労移行支援・就労継続支援B型）
 - ③いこい拠点区分
 - ・いこい（就労継続支援B型）

- ④ふれんず拠点区分
 - ・ふれんず（就労継続支援B型）
- ⑤はあと拠点区分
 - ・はあと（就労継続支援B型）
- ⑥ゆめサポート相談所拠点区分
 - ・ゆめサポート相談所（委託相談・指定特定相談・指定一般相談）

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期末増加額	当期減少額	当期末残高
土地	69,198,444	0	0	69,198,444
建物	40,924,470	114,713,500	2,846,390	152,791,580
合計	110,122,914	114,713,500	2,846,390	221,990,024

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
間接法の為該当なし

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併又は事業の譲渡もしくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするためにする為に必要な事項

該当なし

留意事項

財務諸表の注記は、法人全体で記載するもの及び拠点区分で記載するものの2種類とする。
法人全体で記載するものは上記の1から15までの全項目で、第3号の3様式の後に記載する。
拠点区分で記載するものは上記の1、12及び13以外の項目で、第3号の4様式の後に記載する。
 ただし、拠点が1つの法人の場合、拠点区分で記載する財務諸表の注記を省略することができる。
 なお、法人全体又は拠点区分で該当する内容がない項目についても、上記の1、3、9及び10を除いては、項目名の記載は省略できない。この場合は当該項目に「該当なし」などと記載する。

計算書類に対する注記（本部拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品－定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金 職員の退職給付の備えるため、当期末における法人の退職金支給規則に基づく期末自己 都合要支給額を計上している(山口県健康福祉財団分)
 - ・賞与引当金 次年度へ向け翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を賞与引当金として計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- ①山口県健康福祉財団退職共済事業、独立行政法人福祉医療機構退職手当共済事業
- ②独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- ①本部拠点計算書類（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
- ②本部拠点区分事業活動明細書
- ③本部拠点区分資金収支明細書は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下の通りになっている。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	23,458,824			23,458,824
建物	1,019,120		69,809	949,311
合計	24,477,944		69,809	24,408,135

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

間接法で表示しているので該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債券の当期末残高

間接法で表示しているので該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な書類

該当なし

計算書類に対する注記（夢かれん拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金 職員の退職給付の備えるため、当期末における法人の退職金支給規則に基づく期末自己 都合要支給額を計上している（山口県健康福祉財団分）
 - ・賞与引当金 次年度へ向け翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を賞与引当金として計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- 当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。
- ①山口県健康福祉財団退職共済事業、独立行政法人福祉医療機構退職手当共済事業
 - ②独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

- 当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
- ①夢かれん拠点計算書類（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
 - ②夢かれん拠点区分事業活動明細書
 - ③夢かれん拠点区分資金収支明細書

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下の通りになっている。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	19,553,780			19,553,780
建物	38,576,204	114,713,500	2,681,001	150,608,703
合計	58,129,984	114,713,500	2,681,001	170,162,483

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

間接法で表示しているので該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債券の当期末残高

間接法で表示しているので該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な書類

該当なし

計算書類に対する注記（いこい拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金 職員の退職給付の備えるため、当期末における法人の退職金支給規則に基づく期末自己 都合要支給額を計上している（山口県健康福祉財団分）
 - ・賞与引当金 次年度へ向け翌年に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を賞与引当金として計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- 当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。
- ①山口県健康福祉財団退職共済事業、独立行政法人福祉医療機構退職手当共済事業
 - ②独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

- 当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
- ①いこい拠点計算書類（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
 - ②いこい拠点区分事業活動明細書は省略している。
 - ③いこい拠点区分資金収支明細書は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下の通りになっている。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	26,185,840			26,185,840
建物	1,329,146		95,580	1,233,566
合計	27,514,986		95,580	27,419,406

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

間接法で表示しているので該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債券の当期末残高

間接法で表示しているので該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な書類

該当なし

計算書類に対する注記（ふれんず拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金 職員の退職給付の備えるため、当期末における法人の退職金支給規則に基づく期末自己 都合要支給額を計上している(山口県健康福祉財団分)
 - ・賞与引当金 次年度へ向け翌年に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を賞与引当金として計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- ①山口県健康福祉財団退職共済事業、独立行政法人福祉医療機構退職手当共済事業
- ②独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- ①ふれんず拠点計算書類（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
- ②ふれんず拠点区分事業活動明細書は省略している。
- ③ふれんず拠点区分資金収支明細書は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

間接法で表示しているので該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債券の当期末残高

間接法で表示しているので該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な書類

該当なし

計算書類に対する注記（はあと拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金 職員の退職給付の備えるため、当期末における法人の退職金支給規則に基づく期末自己 都合要支給額を計上している(山口県健康福祉財団分)
 - ・賞与引当金 次年度へ向け翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を賞与引当金として計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- ①山口県健康福祉財団退職共済事業、独立行政法人福祉医療機構退職手当共済事業
- ②独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- ①はあと拠点計算書類（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
- ②はあと拠点区分事業活動明細書は省略している。
- ③はあと拠点区分資金収支明細書は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

間接法で表示しているので該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債券の当期末残高

間接法で表示しているので該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な書類

該当なし

計算書類に対する注記（ゆめサポート相談所拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品－定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金 職員の退職給付の備えるため、当期末における法人の退職金支給規則に基づく期末自己 都合要支給額を計上している（山口県健康福祉財団分）
 - ・賞与引当金 次年度へ向け翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を賞与引当金として計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- ①山口県健康福祉財団退職共済事業、独立行政法人福祉医療機構退職手当共済事業
- ②独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- ①ゆめサポート相談所拠点計算書類（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
- ②ゆめサポート相談所拠点区分事業活動明細書は省略している。
- ③ゆめサポート相談所拠点区分資金収支明細書は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

間接法で表示しているので該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債券の当期末残高

間接法で表示しているので該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な書類

該当なし